

2019年8月1日

会員各位

西武フィットネス emifit 東久留米

消費税法改正に伴う対応のお知らせ

この度、消費税法改正（2019年10月1日から消費税率10%）に則り、西武フィットネス emifit 東久留米における消費税の取扱いにつきまして下記の通り対応させていただく運びとなりました。内容をご確認いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

実施時期	2019年10月度対象分より
現 行	税抜価格＋消費税8%
改正後	税抜価格＋消費税10%

※軽減税率対象となる水素水利用オプションを除き、全ての料金に適用されます。

※増税時期が延期になるなど消費税法が改正されたことにより前払分に差額が生じた場合、次月分の月会費に充当させていただきます。

※金額の詳細につきましてはお手続きの際に個別にご案内いたします。2019年10月1日以降はホームページ上でご案内いたします。

以上